

サービス付き高齢者向け住宅

登録番号：23004

ハートランド・エミシアニ子玉川

生活支援サービス契約書

株式会社ワイグッドケア

本書記載の内容は令和6年6月1日時点の料金、消費税率及び
介護保険給付費等に基づいており、全て税込み表示となっています。
軽減税率（8％）の対象となる飲食料品の提供は、「朝食・昼食・夕食」の食費です。
それ以外の飲食料品の提供及び1食あたり690円を超える特別な食事については
軽減税率の対象となりません。

生活支援サービス契約書

株式会社ワイグッドケア（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、賃貸借の目的である建物「ハートランド・エミシアニ子玉川（東京都世田谷区鎌田3丁目69-13（仮：地番）」（サービス付き高齢者向け住宅）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス（必須サービス）を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス（選択サービス）を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書（以下、「重要事項説明書」という。）に記載します。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 2 乙は、甲において、乙に関する第1項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービス（状況把握（安否確認）、生活相談、緊急時対応）の料金は、月額金11,000円（税込）とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払）

- 1 第4条第1項及び第2項に定める基本サービス及び選択サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して毎月15日までに乙に請求し、乙は、請求書が到着した月の23日（みずほファクターの場合は26日）までに甲へ銀行自動払込み若しくは、銀行振り込みの方法で支払います。（振込手数料は乙の負担とする）
- 2 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 3 甲は、乙から料金の支払を受けたときに、乙に領収書を発行します。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず株式会社ワイグッドケア[ハートランド・エミシアニ子玉川（東京都世田谷区鎌田3丁目69-13（仮：地番））]における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の1か月前までに、乙又は乙の代理人から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ① 一定の観察期間をおくこと。
 - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③ 契約解除の通告について1か月の予告期間をおくこと。
 - ④ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、1か月の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 居住者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（平成4年東京都条例第130号）を遵守します。

第11条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、株式会社ワイグッドケア［ハートランド・エミシアニ子玉川（東京都世田谷区鎌田3丁目69-13（仮：地番））］の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

甲：サービス提供事業者

【事業者名】 株式会社ワイグッドケア

【住 所】 埼玉県本庄市寿一丁目25番13号

【代表者名】 代表取締役 山崎 保 ㊞

乙：入居者

【住 所】 _____

【氏 名】 _____ ㊞

